

# 子育て支援通信～Bridge～

No.8 平成24年10月発行

## ☆☆ 3歳未満の子の養育特例 ☆☆

3歳未満の子供を持つ  
社長さん・従業員さん！  
耳寄りの制度です

### ☆ 3歳未満の子の養育特例とは？

3歳未満の子を養育している期間、厚生年金の被保険者が申出手続き(本人からの申出により、事業主が年金事務所に提出)をしておけば、標準報酬月額が下がった場合でも、将来の年金額は、子が生まれる前の高い月額(従前標準報酬月額)で計算するというしくみのことです。

### ☆ 3歳未満の養育特例の申出をしていなければどうなる？

3歳未満の子を養育している期間に標準報酬月額が下がっても、その下がった標準報酬月額をもって将来の厚生年金が計算されてしまいます。また、この特例は「本人からの申出」により利用できる制度です。届出をしないばかりに将来もらえる年金が減ってしまう・・・なんてことも考えられます。

### ☆ 給与が下がる理由は…いろいろです(具体例をいくつか挙げてみました)

- ・意識的に残業をしないようにしているため、残業代が減った。
- ・引越などにより、通勤定期代が下がった。
- ・管理職になった関係で残業代がでなくなり、結果的に給与が下がった。
- ・通勤により手当が無くなり、給与が下がった。
- ・妻が働くことになり配偶者手当が無くなり給与が下がった。等々



### ☆ 妻に限らず夫も対象

- ・3歳未満の子の養育特例は、妻に限らず夫も対象となります。そのため、妻が専業主婦である夫でも対象となります。また、共働きをしている家庭なら、夫婦共に申し出をすることができます。

### ☆ 育児休業を取る必要はなし！

- ・この制度は、育児休業を取らなくても利用できます。

### ☆ 手続きの流れは？

「本人からの申出」があった場合には、事業主が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所に届出ることになっています。届出には次の書類が必要です。

- ・戸籍謄本・・・申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるもの
  - ・住民票謄本・・・申し出者が子と同居していることを確認できるもの
- ⇒どちらとも提出日から遡って**60日以内**に発行されたもので**原本**をご提出下さい。

こちらの手続きも **ぜひ上東事務所へお任せ下さい！**

### ☆ 最後に

この特例の時効は、**2年間**です。御社にも3歳未満の子を持ち、手続きをしていない社員さんはいませんか？また、社会保険に入っている社長・役員さんなら、養育特例の対象者となります。なお、育児休業が終了し、会社に復帰された社員さんについては「**育児休業等終了時報酬月額変更届**」の提出もお忘れなく！  
(記事担当：藤井)



子育て支援エキスパート

社会保険労務士の駒水です。

新居に引っ越して来て早6か月が過ぎました。新築の時の香りは変わらず残っていて、帰宅するたびに、いつも新鮮な気持ちにさせてくれます。

さらに1歳10か月になった長男の限りない食欲と有り余る体力が、我が家の畳と床と壁を毎日新しい色に染め上げてくれて、いつも新鮮な気持ちにさせてくれます。

誰かいいアイデア(救済策)があれば教えてください。

駒水 当所のホームページから、これまでの「子育て支援通信」や、「産休・育休・復職までの流れ」がダウンロードできます。  
「上東事務所」または、<http://uehigashijimdo.com/> で検索下さい。

㈱上東労務管理事務所 子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市永吉一丁目6番12号 TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680